

告 示

埼玉県告示第五十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百四十号	埼玉県秩父市上宮地町四五八三番一 地先から 埼玉県秩父市大宮字下上野原八三八番一六 地先まで